

マイクロン、7億5千万ドルのシニア社債発行を提案

米アイダホ州ボイシー、2014年7月24日(GLOBE NEWSWIRE)-- 米アイダホ州ボイシー、2014年7月24日(GLOBE NEWSWIRE)-- マイクロン テクノロジー社(Nasdaq:MU)は本日、市場その他の要因を考慮しつつ、2025年満期、総額面金額7億5千万ドルのシニア社債(以下「社債」といいます。)を発行する意向であることを発表しました。本社債は、米国においては1933年証券法(最新版。以下「証券法」といいます。)の規則144Aに基づき適格機関投資家向けに、また米国外においては同証券法のレギュレーションSに基づき外国人投資家向けに発行されます。

本社債の利率、償還条件およびその他の条件については、マイクロンと初期購入者との交渉により決定されます。

マイクロンは社債発行による純利益の一部を、2031年満期、利率1.875%のシニア転換社債(以下「2031年B債」といいます)に関する債務の償却費用(当該社債の転換関連の清算、買戻しまたは償還を含みます)に充てる予定です。マイクロンでは純利益の残額を、他の転換社債および負債の償却、およびその他の一般的な企業目的のために使用する予定です。また本日、マイクロンは2031年B債の所持人に対して、当該社債については2014年8月22日以前にマイクロンにより転換されるか買戻される分を除き、同日をもって償還されること、およびこの社債発行による純利益の一部をもって、全額現金による2031年B債の転換関連の清算に充てる予定であることを通知しました。

本発表は、上記証券の販売の申し出や購入の勧誘を目的とするものではありません。また当該証券に関して、販売の申し出、勧誘、販売をおこなうことが違法とされる国・地域において、そのような申し出、勧誘、販売をおこなうことはありません。

本社債は、米国証券取引法あるいは州証券取引法に基づいて登録されているものではありません。こうした法規に基づく登録をおこなうか、または登録要件の適用免除を受ける場合を除き、米国内において本社債に関する販売の申し出や販売がおこなわれることはありません。

お問い合わせ先: Kipp A. Bedard

Investor Relations
kbedard@micron.com
(208) 368-4465

Daniel Francisco
Media Relations
dfrancisco@micron.com
(208) 368-5584